

富山県中小企業環境施設整備資金融資要綱別表第1
第9号に掲げる資金の対象施設等について

別表第1第9号に掲げる資金については、次の各号に掲げる施設等の整備を対象とする。

1 温室効果ガスの排出の抑制に効果の高い施設等であって、次に掲げるもの

(1) 省エネルギー機器の導入

- ア 高性能ボイラー
- イ 高性能工業炉
- ウ 低燃費型建設機械
- エ 業務用省エネ型冷蔵・冷凍機
- オ その他上記施設と同等の省エネルギー効果がある施設

(2) 建物の省エネルギー化に資する施設等

- ア ビル屋上等を利用した緑化等の整備
- イ 業務用ヒートポンプの導入
- ウ コージェネレーション施設（熱電供給施設）

(3) ビルエネルギー管理システムの導入

2 新エネルギーを利用する施設であって、次に掲げるもの

- (1) 太陽熱利用施設
- (2) 廃棄物の焼却熱利用施設
- (3) バイオマス熱利用施設